



長崎県公報

目 次

○ 公安委員会規則	所管課(室)名
○自転車運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則	交通企画課
○若年運転者講習の実施に関する規則	運転免許管理課
○長崎県指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則	〃
○大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則	〃
○運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則	〃
○運転免許取得者等検査の認定に関する規則	〃
○高齢者講習及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	交通企画課

公安委員会規則

自転車運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第4号

自転車運転者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

自転車運転者講習の実施に関する規則（平成27年長崎県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第15号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(他の都道府県公安委員会への通知)</p> <p>第3条 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、<u>法第108条の3の5</u>の規定による命令（以下「受講命令」という。）について、当該受講命令を受ける者（以下「被命令者」という。）の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、別記様式第2号の命令通知書を当該他の都道府県公安委員会に送付するものとし、必要に応じ、受講命令の執行を依頼するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第14号に掲げる講習（以下「自転車運転者講習」という。）の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(他の都道府県公安委員会への通知)</p> <p>第3条 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、<u>法第108条の3の4</u>の規定による命令（以下「受講命令」という。）について、当該受講命令を受ける者（以下「被命令者」という。）の住所地が他の都道府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、別記様式第2号の命令通知書を当該他の都道府県公安委員会に送付するものとし、必要に応じ、受講命令の執行を依頼するものとする。</p>

別記様式第5号及び別記様式第6号中「第14号」を「第15号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

若年運転者講習の実施に関する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第5号

若年運転者講習の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の2第1項第14号に掲げる講習(以下「若年運転者講習」という。)の実施については、法、指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)及び長崎県道路交通法施行細則(平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(実施機関)

第2条 若年運転者講習は、長崎県公安委員会(以下「公安委員会」という。)又は法第108条の4第1項第3号の規定により公安委員会が指定した者(以下「指定講習機関」という。)が実施するものとする。

(指導員の要件)

第3条 公安委員会が実施する若年運転者講習において指導に従事する者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 長崎県警察本部長(以下「本部長」という。)から運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者
- (2) 講習における指導に使用する普通自動車を運転することができる運転免許(仮免許を除く。)を現に受けている者
- (3) 運転適性検査等の実務経験が豊富である者

2 指定講習機関が実施する若年運転者講習において指導に従事する者は、規則第5条に規定する運転適性指導員であること。

(講習の通知等)

第4条 公安委員会は、法第102条の3に規定する基準該当若年運転者に対し、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。)第38条の4の2の2に規定する若年運転者講習通知書を送付して講習を通知するものとする。

2 講習の通知は、あらかじめ、講習日時及び講習場所を指定して行うものとする。

3 基準該当若年運転者が他の都道府県に転居しているときは、転居先を管轄する都道府県公安委員会に別記様式第1号の若年運転者講習移送通知書を移送するものとする。

4 公安委員会は、基準該当若年運転者に対して講習の通知を行ったときは、指定講習機関に別記様式第2号の若年運転者講習受講予定者通知書を送付するものとする。

(若年運転者講習の受講期間の特例)

第5条 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。)第37条の11第7号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次のとおりとする。

- (1) 講習の移送手続が遅れたため、本人が現住所において、講習を受けることができる期間が短くなった場合
- (2) 突発的な事案のため、公安委員会又は指定講習機関が講習を実施することができない場合
- (3) 船舶、航空機等公共の交通機関が遅延又は欠航した場合
- (4) その他本人の責に帰することができないと認める事情がある場合

(終了証明書の交付)

第6条 公安委員会及び指定講習機関は、若年運転者講習を終了した者から申出があったときは、別記様式第3号の若年運転者講習終了証明書を交付するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 法第104条の2の4第6項において準用する法第104条第1項の規定による意見の聴取の通知は、別記様式第4号の意見の聴取通知書により行うものとする。

2 公安委員会は、法第104条の2の4第2項又は第4項の規定により免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者が他の都道府県に転居しているときは、転居先を管轄する都道府県公安委員会に施行規則第30条の3の2に規定する処分移送通知書及び別記様式第5号の行政処分関係書類送付書を移送するものとする

る。

3 法第104条の2の4第7項の規定による取消処分をした旨の通知は、別記様式第6号の処分通知書により行うものとする。

(取消処分時の措置)

第8条 公安委員会は、法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により免許を取り消したときは、当該処分に係る者に対し施行規則第30条の4に規定する運転免許取消処分書を交付し、別記様式第7号の請書を提出させるものとする。

(細目の委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、若年運転者講習の実施に関し必要な事項の細目は、本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記様式第1号（第4条の3関係）

若 年 運 転 者 講 習 移 送 通 知 書

年 月 日

公 安 委 員 会 殿

公 安 委 員 会

下記の者について若年運転者講習移送通知書を送付する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
免許証番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
免許の種類	
講習をしよう とする理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第4条の4関係）

若 年 運 転 者 講 習 受 講 予 定 者 通 知 書

年 月 日

指定講習機関名

管 理 者 殿

長崎県公安委員会

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を実施するよう通知する。

番号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	免許 種別	免許証 番 号	講習指定 年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第6条関係）

第 号

若 年 運 転 者 講 習 終 了 証 明 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項
第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

年 月 日

長崎県公安委員会
又は
指 定 講 習 機 関 名
管 理 者

印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日
号

意見の聴取通知書

住 所

様

長崎県公安委員会

道路交通法第104条の2の4第6項の規定に基づき、あなたに対する下記理由による処分に係る意見の聴取を次のとおり行うので出頭されるよう通知します。

意見の聴取期日	年 月 日 時
意見の聴取場所	
処分しようとする理由	

- 備考1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは、代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 4 意見の聴取当日は運転免許証及びこの通知書を持参してください。
また、意見の聴取後その場で処分執行を行いますので、自動車を運転してこないでください。

別記様式第5号（第7条の2関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

長崎県公安委員会

行政処分関係書類送付書

住 所

氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見したので、当該事実に係る関係書類を送付する。

別記様式第6号（第7条の3関係）

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

長崎県公安委員会

処 分 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を行ったので通知する。

記

住 所	
氏 名	
運転免許の 種 類	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る 免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型二種 <input type="checkbox"/> 中型二種 <input type="checkbox"/> 普通二種 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二
処分の理由	
備 考	

別記様式第7号（第8条関係）

第 号	
請 書	
長崎県公安委員会 殿	
下記の理由により、 年 月 日取消しの処分を受けましたので、請書を提出します。	
年 月 日	
氏名	
住 所	
氏 名	
免許証の番号	第 号 年 月 日 公安委員会交付
取消しに係る 免許の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型二種 <input type="checkbox"/> 中型二種 <input type="checkbox"/> 普通二種 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二
処分の理由	
上記のとおり執行したから報告する。	
年 月 日	
運転免許管理課長 警察署長	
取扱者印	

処分執行 午前・午後 時 分

長崎県指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第6号

長崎県指定講習機関に関する規則の一部を改正する規則

長崎県指定講習機関に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(指定講習機関)</p> <p>第2条 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、<u>法第108条の4第1項の規定により、次のとおり指定講習機関を指定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>講習規則第6条に規定する基準に適合し、講習を適正かつ確実に行う能力を有すると認められる者を法第108条の2第1項第2号に規定する講習（以下「取消処分者講習」という。）を行う指定講習機関として指定する。</u></p> <p>(2) <u>講習規則第8条に規定する基準に適合し、講習を適正かつ確実に行う能力を有すると認められる者を法第108条の2第1項第10号に規定する講習（以下「初心運転者講習」という。）を行う指定講習機関として指定する。</u></p> <p>(3) <u>講習規則第8条の2に規定する基準に適合し、講習を適正かつ確実に行う能力を有すると認められる者を法第108条の2第1項第14号に規定する講習（以下「若年運転者講習」という。）を行う指定講習機関として指定する。</u></p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第6条 講習規則第9条及び第11条から第14条までに規定する書類の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>講習結果報告書 別記様式第8号、別記様式第9号及び別記様式第10号</u></p> <p>(3) 帳簿 別記様式第11号</p> <p>(4) 事業報告書及び収支決算書 <u>別記様式第12号及び別記様式第13号</u></p> <p>(5) 講習の休廃止の許可申請書 <u>別記様式第14号</u> (取消通知書)</p> <p>第7条 公安委員会は、指定講習機関の指定を取り消したときは、講習規則第15条の規定により公示するとともに、<u>別記様式第15号又は別記様式第16号の取消通知書を交付するものとする。</u></p> <p>(特定講習の業務の引継ぎ等)</p> <p>第8条 講習規則第16条の規定による特定講習の業務に関する帳簿及び書類の引継ぎは、<u>別記様式第17号の特定講習業務引継書により行うものとする。</u></p> <p>2 公安委員会は、前項の引継ぎを受けたときは、<u>別記様式第18号の特定講習業務引継受領書を交付するものとする。</u> (適合命令等)</p> <p>第9条 法第108条の8の規定による適合命令等は、<u>別記様式第19号の適合命令書を交付して行うものとする。</u> (通知手数料納入書)</p> <p>第10条 初心運転者講習及び若年運転者講習受講の申請を行う者は、講習手数料を納める時に、<u>別記様式第20号の初心運転者講習通知手数料納入書及び別記様式第21号の若年運転者講習通知手数料納入書を提出しなければならない。</u></p> <p>(解任命令)</p> <p>第13条 法第108条の5第3項の規定による特定講習指導員の解任命令は、<u>別記様式第22号の解任命令書を交付して行うものとする。</u></p>	<p>(指定講習機関)</p> <p>第2条 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、法第108条の4第1項の規定により、次のとおり指定講習機関を指定するものとする。</p> <p>(1) 講習規則第6条に定める基準に適合し、講習を適正かつ確実に行う能力を有すると認められる者を法第108条の2第1項第2号に規定する講習（以下「取消処分者講習」という。）を行う指定講習機関として指定する。</p> <p>(2) 講習規則第8条に定める基準に適合し、講習を適正かつ確実に行う能力を有すると認められる者を法第108条の2第1項第10号に規定する講習（以下「初心運転者講習」という。）を行う指定講習機関として指定する。</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第6条 講習規則第9条及び第11条から第14条までに規定する書類の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 講習結果報告書 別記様式第8号及び別記様式第9号</p> <p>(3) 帳簿 別記様式第10号</p> <p>(4) 事業報告書及び収支決算書 <u>別記様式第11号及び別記様式第12号</u></p> <p>(5) 講習の休廃止の許可申請書 <u>別記様式第13号</u> (取消通知書)</p> <p>第7条 公安委員会は、指定講習機関の指定を取り消したときは、講習規則第15条の規定により公示するとともに、<u>別記様式第14号又は別記様式第15号の取消通知書を交付するものとする。</u></p> <p>(特定講習の業務の引継ぎ等)</p> <p>第8条 講習規則第16条の規定による特定講習の業務に関する帳簿及び書類の引継ぎは、<u>別記様式第16号の特定講習業務引継書により行うものとする。</u></p> <p>2 公安委員会は、前項の引継ぎを受けたときは、<u>別記様式第17号の特定講習業務引継受領書を交付するものとする。</u> (適合命令等)</p> <p>第9条 法第108条の8の規定による適合命令等は、<u>別記様式第18号の適合命令書を交付して行うものとする。</u> (通知手数料納入書)</p> <p>第10条 初心運転者講習受講の申請を行う者は、講習手数料を納める時に、<u>別記様式第19号の初心運転者講習通知手数料納入書を提出しなければならない。</u></p> <p>(解任命令)</p> <p>第13条 法第108条の5第3項の規定による特定講習指導員の解任命令は、<u>別記様式第20号の解任命令書を交付して行うものとする。</u></p>

別記様式第20号を別記様式第22号とし、別記様式第21号として次の1様式を加える。

別記様式第21号（第10条関係）

若年運転者講習通知手数料納入書										
<p style="text-align: center;">長崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>住所 氏名 (男・女) 年 月 日生 (歳)</p> <p>道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を受けますので通知手数料を納入します。</p>										
免許 の 種類								免許証番号 第		号
								年 月 日		公安委員会交付
講習の種類	<input type="checkbox"/> 大型 <input type="checkbox"/> 中型 <input type="checkbox"/> 大型二 <input type="checkbox"/> 中型二 <input type="checkbox"/> 普通二 <input type="checkbox"/> 大特二 <input type="checkbox"/> け引二									
通知手数料	長崎県収入証紙をここに貼ってください。									

別記様式第10号を次のように改める。

別記様式第10号（第6条関係）

帳 簿

証書番号	申込み 年 月 日	実 施 年 月 日 (開始・終了時間)	住 所 氏 名 生 年 月 日	性別	講 習 種 別	免許証番号	種類	特定講習 指導員名	補助者名	備 考
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日生 (歳)	男 ・ 女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日生 (歳)	男 ・ 女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日生 (歳)	男 ・ 女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日生 (歳)	男 ・ 女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					
	年 月 日	年 月 日 開始 時 分 終了 時 分	住所 氏名 年 月 日生 (歳)	男 ・ 女	初心運転者講習 取消処分者講習 若年運転者講習					

備考 証書番号欄には、終了証書の一連番号を記載すること。

別記様式第11号から別記様式第19号までを1様式ずつ繰り下げ、別記様式第10号を別記様式第11号とし、別記様式第9号の次に次の1様式を加える。

別記様式第10号（第6条関係）

若年運転者講習結果報告書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

指定講習機関名
管 理 者 名

次の者について、道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を
年 月 日に終了したので、報告します。

番 号	氏 名 生年月日	住 所	性 別	講習の 種 類	免許証番号	運 転 適 性 指 導 員 名	備 考
			男 女	大型 中型 大型二 中型二 普通二 大特二 け引二			
			男 女	大型 中型 大型二 中型二 普通二 大特二 け引二			
			男 女	大型 中型 大型二 中型二 普通二 大特二 け引二			
			男 女	大型 中型 大型二 中型二 普通二 大特二 け引二			
			男 女	大型 中型 大型二 中型二 普通二 大特二 け引二			

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第7号

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定（以下「指定」という。）については、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）及び大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号。以下「国公委規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(添付書類の省略)

第2条 国公委規則第2条第1項の規定による提出をする場合で、施行規則第31条の5、第31条の6、第35条若しくは第36条又は国公委規則第2条第2項若しくは第4条の規定により既に国公委規則第2条第2項各号に掲げる書類を公安委員会に提出しているときは、その添付を省略することができる。

(変更の届出)

第3条 国公委規則第4条の規定による届出は、指定事項変更届（別記様式）により行うものとする。

(細目の委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、指定に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記様式（第3条関係）

指 定 事 項 変 更 届

年 月 日

長 崎 県 公 安 委 員 会 殿

教 習 所 名

設 置 者 又 は 管 理 者

変更（予定）年月日	
変更を生じた事項	
変更を生じた理由	
選任・解任日事項	年 月 日に選任・解任
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第8号

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>運転免許取得者等教育の認定に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 運転免許取得者等教育の認定については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び<u>運転免許取得者等教育の認定に関する規則</u>（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「国公委規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第2条 運転免許取得者等教育の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、<u>国公委規則第5条第2項各号に掲げる書類を添付した運転免許取得者等教育認定申請書</u>（別記様式第1号）により長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に認定を申請するものとする。</p> <p>2 国公委規則第5条第2項第3号に規定する<u>国公委規則第2条第1号ロ(2)及び(3)に該当しない者であることを誓約する書面は、運転免許取得者等教育指導員誓約書</u>（別記様式第2号）とする。</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>第3条 公安委員会は、申請に係る<u>運転免許取得者等教育が法第108条の32の2第1項に規定する基準に適合していると認めるときは、認定書</u>（別記様式第3号）を交付するものとする。</p> <p>(休止又は廃止の届出)</p> <p>第4条 認定を受けて<u>運転免許取得者等教育を行う者</u>（以下「認定教育実施者」という。）は、<u>運転免許取得者等教育を休止し、又は廃止するとき、運転免許取得者等教育の休止（廃止）届</u>（別記様式第4号）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第5条 国公委規則第7条第1項及び第3項の規定による届出は、<u>運転免許取得者等教育認定事項変更届</u>（別記様式第5号）により行うものとする。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第6条 公安委員会は、法第108条の32の2第5項の規定により認定を取り消したときは、<u>運転免許取得者等教育認定取消通知書</u>（別記様式第6号）により認定教育実施者に通知するものとする。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第7条 国公委規則第4条第2項第4号の規定による<u>指定を受けようとする者は、指定申請書</u>（別記様式第7号）により公安委員会に指定を申請するものとする。</p> <p>(指定書の交付)</p>	<p>運転免許取得者教育の認定に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 運転免許取得者教育の認定については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「<u>施行規則</u>」という。）及び<u>運転免許取得者教育の認定に関する規則</u>（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「国公委規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第2条 運転免許取得者教育の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（以下「<u>申請者</u>」という。）は、国公委規則第5条第2項に定める書類を添付した<u>運転免許取得者教育認定申請書</u>（別記様式第1号）により長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に認定を申請するものとする。<u>ただし、申請者が法第98条第2項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者である場合には、国公委規則第5条第2項第1号に掲げる書類を添付することを要しないものとする。</u></p> <p>2 国公委規則第5条第2項第3号に定める「<u>第2条第2号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面</u>」は、<u>運転免許取得者教育指導員誓約書</u>（別記様式第2号）とする。</p> <p>(認定書の交付)</p> <p>第3条 公安委員会は、申請に係る<u>運転免許取得者教育が法第108条の32の2第1項に規定する基準に適合していると認めるときは、認定書</u>（別記様式第3号）を交付するものとする。</p> <p>(休止又は廃止の届出)</p> <p>第4条 認定を受けて<u>運転免許取得者教育を行う者</u>（以下「認定教育実施者」という。）は、<u>運転免許取得者教育を休止し、又は廃止するとき、運転免許取得者教育の休止（廃止）届</u>（別記様式第4号）を公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第5条 国公委規則第7条第1項及び第3項の規定による届出は、<u>運転免許取得者教育認定事項変更届</u>（別記様式第5号）により行うものとする。</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第6条 公安委員会は、法第108条の32の2第5項の規定により認定を取り消したときは、<u>運転免許取得者教育認定取消通知書</u>（別記様式第6号）により認定教育実施者に通知するものとする。</p>

<p>第8条 公安委員会は、第7条の規定による申請に係る指定を行うときは、指定書（別記様式第8号）を交付するものとする。</p> <p>（指定の取消し）</p> <p>第9条 公安委員会は、第8条の指定を受けた者がその要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとする。</p> <p>なお、当該指定を取り消したときは、指定取消通知書（別記様式第9号）により通知し、及び法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行うものとする。</p> <p>（報告）</p> <p>第10条 認定教育実施者は、毎年、認定に係る運転免許取得者等教育の年間実施予定を運転免許取得者等教育年間実施予定表（別記様式第10号）により公安委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 認定教育実施者は、毎月、認定に係る運転免許取得者等教育の実施結果を公安委員会に報告しなければならない。</p> <p>なお、報告に際しては、国公委規則第1条第3号の課程を除き、運転免許取得者等教育実施結果報告（別記様式第11号）により行うものとする。</p> <p>（細目の委任）</p> <p>第11条 略</p>	<p>（報告）</p> <p>第7条 認定教育実施者は、毎年、認定に係る運転免許取得者教育の年間実施予定を運転免許取得者教育年間実施予定表（別記様式第7号）により公安委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 認定教育実施者は、毎月、認定に係る運転免許取得者教育の実施結果を運転免許取得者教育実施結果報告（別記様式第8号）により公安委員会に報告しなければならない。</p> <p>（細目の委任）</p> <p>第8条 略</p>
--	--

別記様式第2号中「第2条第2号イからハまで」を「第2条第2号ロ(2)及び(3)」に改める。

別記様式第7号及び別記様式第8号中「第7条関係」を「第10条関係」に、「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、3様式ずつ繰り下げる。

別記様式第1号から別記様式第6号まで中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、別記様式第6号の次に次の3様式を加える。

別記様式第7号（第7条関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所 在 地	
備 考		

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第8条関係）

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

長崎県公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第9条関係）

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

長崎県公安委員会

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年5月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式等による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

運転免許取得者等検査の認定に関する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第9号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則

(趣旨)

第1条 運転免許取得者等検査の認定については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(認定の申請)

第2条 運転免許取得者等検査の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、認定検査規則第6条第2項各号に掲げる書類を添付した運転免許取得者等検査認定申請書（別記様式第1号）により長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に認定を申請するものとする。

2 認定検査規則第6条第2項第3号口に規定する認定検査規則第2条第2号口に該当する者であることを誓約する書面は、運転免許取得者等検査員誓約書（別記様式第2号）とする。

(認定書の交付)

第3条 公安委員会は、申請に係る運転免許取得者等検査が法第108条の32の3第1項に規定する基準に適合していると認めるときは、認定書（別記様式第3号）を交付するものとする。

(休止又は廃止の届出)

第4条 認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者（以下「認定検査実施者」という。）は、運転免許取得者等検査を休止し、又は廃止するときは、運転免許取得者等検査の休止（廃止）届（別記様式第4号）を公安委員会に提出しなければならない。

(変更の届出)

第5条 認定検査規則第8条第1項及び第3項の規定による届出は、運転免許取得者等検査認定事項変更届（別記様式第5号）により行うものとする。

(認定の取消し)

第6条 公安委員会は、法第108条の32の3第5項の規定により認定を取り消したときは、運転免許取得者等検査認定取消通知書（別記様式第6号）により認定検査実施者に通知するものとする。

(指定の申請)

第7条 認定検査規則第4条第1項第4号又は同条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、指定申請書（別記様式第7号）により公安委員会に指定を申請するものとする。

(指定書の交付)

第8条 公安委員会は、第7条の規定による申請に係る指定を行うときは、指定書（別記様式第8号）を交付するものとする。

(指定の取消し)

第9条 公安委員会は、第8条の指定を受けた者がその要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとする。

なお、当該指定を取り消したときは、指定取消通知書（別記様式第9号）により通知し、及び法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行うものとする。

(報告)

第10条 認定検査実施者は、毎年、認定に係る運転免許取得者等検査の年間実施予定を運転免許取得者等検査年間実施予定表（別記様式第10号）により公安委員会に報告しなければならない。

2 認定検査実施者は、毎月、認定に係る運転免許取得者等検査の実施結果を公安委員会に報告しなければならない。

（細目の委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、認定に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

<p>運転免許取得者等検査認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 申請者 氏名</p>	
<p>申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>	
<p>運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地</p>	
<p>運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称</p>	
<p>運転免許取得者等検査を開始しようとする年月日</p>	
<p>添 付 書 類</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第2条関係）

運転免許取得者等検査員誓約書

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第2条第2号ロに掲げる

- 道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は道路交通法に規定する罪（道路交通法第117条の2の2第12号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住所

氏名

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第3条関係）

長崎県公安委員会指令第 号

認 定 書

施設名

所在地

道路交通法第108条の32の3第1項の規定に基づき、下記の方法により行う運転免許取得者等検査が同項に規定する基準に適合していることを認定する。

方 法 の 区 分	
方 法 の 名 称	

年 月 日

長 崎 県 公 安 委 員 会

別記様式第4号（第4条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">運転免許取得者等検査の休止（廃止）届</p> <p style="margin: 5px 0 0 150px;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">長崎県公安委員会 殿</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;">届出者</div> <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;">施設名</p> <p style="margin: 0;">管理者</p> </div> </div>	
認定を受けている者の氏名 又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
運転免許取得者等検査に使用している施設の名称及び所在地	
認定を受けている運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称	
休止又は廃止しようとする運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称	
休止しようとする年月日	
廃止しようとする年月日	
休 止 又 は 廃 止 の 理 由	

- 備考 1 届出者が法人であるときは、届出者の欄には、その名称、主たる事務所及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 方法の区分は、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第1条各号のうち該当する号を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第5条関係）

<p>運転免許取得者等検査認定事項変更届</p> <p>年 月 日</p> <p>長崎県公安委員会 殿</p> <p>施設名</p> <p>管理者</p>	
変 更 事 項	
変 更 年 月 日	
変 更 理 由	
変 更 内 容	
添 付 書 類	

- 備考 1 変更内容の欄には、添付書類の有無にかかわらず内容を簡記すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第6条関係）

	長崎県公安委員会達第 号 年 月 日
所在地	
施設名	殿
長 崎 県 公 安 委 員 会	
<h3 style="margin: 0;">運転免許取得者等検査認定取消通知書</h3>	
<p style="margin: 0;">道路交通法第108条の32の3第2項において準用する道路交通法第108条の32の2第5項の規定に基づき、 下記の課程により行う運転免許取得者等検査の認定を取り消したので通知します。</p>	
記	
課 程 の 区 分	
課 程 の 名 称	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に長崎県公安委員会に対して、審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県公安委員会となります。）提起しなければなりません。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

別記様式第7号（第7条関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

長崎県公安委員会 殿

住 所
申請者
氏 名

第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号
運転免許取得者等検査の認定に関する規則
第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号

に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号（第8条関係）

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号
運転免許取得者等検査の認定に関する規則

第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号

に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者
として指定する。

年 月 日

長崎県公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号（第9条関係）

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

長崎県公安委員会

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則
第4条第1項第4号 の規定
第4条第2項第4号

による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第10号（第10条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">運転免許取得者等検査年間実施予定表</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">長崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">施設名</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">管理者</p>		
課程の方法		
検査期間	年	月から 月まで
実施月	予 定 検 査 回 数	予 定 検 査 人 員
1 月		
2 月		
3 月		
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
8 月		
9 月		
10 月		
11 月		
12 月		
合 計		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

高齢者講習及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第10号

高齢者講習及び認知機能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

高齢者講習及び認知機能検査の実施に関する規則（平成26年長崎県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">改正後</p> <p style="text-align: center;"><u>高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）及び特定任意高齢者講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第1条に規定する基準に適合する講習をいう。）（以下「高齢者講習等」と総称する。）並びに法第97条の2第1項第3号イ若しくは同号ハ又は第101条の4第3項に規定する運転技能検査（以下「運転技能検査」という。）並びに法第97条の2第1項第3号イ若しくは同号ロ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査及び法第101条の7第1項に規定する臨時認知機能検査（以下「認知機能検査」と総称する。）の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、講習規則及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（実施機関）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 運転技能検査及び認知機能検査は、府令第31条の4の2に規定する者に委託して実施することができるものとする。</p> <p>（指導員等の要件）</p> <p>第3条 高齢者講習等において指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）は、講習規則第7条第2項各号のいずれにも該当するほか、次の各号（受講者の利便を図るため、高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、第1号イを除く。）に掲げるとおりとする。ただし、講習規則第7条第2項第4号に規定する者について、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行日前に公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は令和4年3月31日以前に高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和3年度まで実施していた高齢者講習指導員研修を含む。）を終了したものについては、改正法施行に伴う運転技能検査員養成講習を受けていなければならない。）</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p style="text-align: center;"><u>高齢者講習及び認知機能検査の実施に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号に掲げる講習（以下「高齢者講習」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第2条に定めるチャレンジ講習及び特定任意高齢者講習（以下「高齢者講習等」と総称する。）並びに法第97条の2第1項第3号イ及び第101条の4第2項の規定による認知機能検査及び法第101条の7第1項に規定する臨時認知機能検査（以下「認知機能検査」と総称する。）の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）、講習規則及び長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（実施機関）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 認知機能検査は、府令第31条の4の2に規定する者に委託して実施することができるものとする。</p> <p>（指導員等の要件）</p> <p>第3条 高齢者講習等において指導に従事する者（以下「高齢者講習指導員」という。）は、講習規則第7条第2項各号及び次の各号（受講者の利便を図るために過疎地、辺地等を含む地域において講習を行う場合は、第3号及び第4号を除く。）のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) <u>長崎県警察本部長から運転適性検査・指導者資格者証の交付を受けている者</u></p>

- (ア) 長崎県警察本部長（以下「本部長」という。）から運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (イ) 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が運転適性指導に関する業務に関し、前記(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- イ 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。
- (ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
- (イ) 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、前記(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員の職を解任された日から起算して3年を経過していない者
- イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- ウ 自動車の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- (2) 次のいずれにも該当しない者
- ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員の職を解任された日から起算して2年を経過していない者
- イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- ウ 自動車の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
- (3) 普通自動車を用いた指導に従事する場合にあっては、普通自動車に係る教習指導員資格者証を受け、若しくは普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上の者又は自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、公安委員会がこれと同等以上の技能、知識及び経験を有すると認めた者
- (4) 二輪車（自動二輪車及び原動機付自転車をいう。）を用いた指導に従事する場合にあっては、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、若しくは大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間が1年以上の者又は自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、公安委員会がこれと同等以上の技能、知識及び経験を有すると認めた者
- (5) 平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であった者については、公安委員会が指定する研修（認知機能検査導入に伴うもの（平成21年6月1日以前に行われたものを含む。））を受け、かつ、改正法施行に伴う補充講習を受けている者。平成21年6月2日以降に高齢者講習指導員の資格を取得した者で、改正法施行前的高齢者講習指導員であったものについては、改正法施行に伴う補充講習を受けている者

2 運転技能検査に従事する者は、講習規則第4条第2項第2号各号及び前項各号（受講者の利便を図るため、運転技能検査を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、第1号イを除く。）のいずれにも該当する者でなければならない。

3 認知機能検査を行う者は、講習規則第4条第2項第1号イ及び同号ロに該当する者でなければならない。

（高齢者講習等の指導、運転技能検査の実施及び認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査）

第4条 講習規則第7条第2項第4号に規定する公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査、講習規則第4条第2項第2号ニに規定する公安委員会が行う運転技能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査並びに講習規則第4条第2項第1号ロに規定する公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査（以下「審査」と総称する。）を受けようとする者は、審査に必要な経歴が確認できる書面を公安委員会に提出して審査を受けるものとし、公安委員会は、審査に合格した者に別記様式第1号の合格証を交付するものとする。

（認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習）

第5条 講習規則第4条第2項第1号ロに規定する公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を受けようとする者は、別記様式第2号の認知機能検査員講習申請書を公安委員会に提出して認知機能検査員講習を受講するものとし、公安委員会は、認知機能検査員講習を終了した者に別記様式第3号の終了証を交付するものとする。

（受講・受検の申請）

第6条 施行細則第55条又は第59条の2の規定による高齢者講習等の受講の申請は、別記様式第4号の受講申請書を提出して行うものとする。

2 認知機能検査を行う者（以下「検査員」という。）は、講習規則第4条第2項各号のいずれにも該当し、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。

(1) 認知機能検査について不正な行為をしたため、検査員の職を解任された日から起算して2年を経過していない者

(2) 法第117条の2の2第12号の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

(3) 自動車の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

（認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査）

第4条 講習規則第4条第2項第2号に規定する公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査（以下「審査」という。）は、長崎県公安委員会が実施する認知機能検査員講習において行うものとする。

2 審査を受けようとする者は、別記様式第1号の認知機能検査員講習申請書を公安委員会に提出して認知機能検査員講習を受講するものとし、公安委員会は、審査に合格して認知機能検査員講習を終了した者に別記様式第2号の終了証を交付するものとする。

（特定任意高齢者講習の区分）

第5条 特定任意高齢者講習の区分は、次のとおりとする。

(1) 特定任意高齢者講習（簡易） 講習規則第2条第1項第1号の表の一の項の上欄及び同項第2号の表の一の項の上欄に掲げる者に対する講習

(2) 特定任意高齢者講習（シニア運転者） 講習規則第2条第1項第1号の表の二の項の上欄及び同項第2号の表の二の項の上欄に掲げる者に対する講習

（受講・受検の申請）

第6条 施行細則第54条又は第56条の2の規定による高齢者講習等の受講の申請は、別記様式第3号の受講申請書を提出して行うものとする。

<p>2 施行細則第47条の規定による運転技能検査の受検の申請は、別記様式第5号の運転技能検査受検申請書を提出して行うものとする。</p> <p>3 施行細則第46条の規定による認知機能検査の受検の申請は、別記様式第6号の認知機能検査受検申請書臨時認知機能検査受検申請書を提出して行うものとする。 (検査結果の通知)</p> <p>第7条 公安委員会は、<u>運転技能検査が終了したときは、その結果を別記様式第7号の運転技能検査受検結果証明書により、認知機能検査が終了したときは、その結果を別記様式第8号の認知機能検査結果通知書によりそれぞれの検査の実施者を通じて速やかに受検者に通知するものとする。</u> (細目の委任)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、<u>高齢者講習等、運転技能検査及び認知機能検査の実施に関し必要な事項の細目は、本部長が定める。</u></p>	<p>2 施行細則第46条の規定による認知機能検査の受検の申請は、別記様式第4号の認知機能検査受検申請書臨時認知機能検査受検申請書を提出して行うものとする。 (検査結果の通知)</p> <p>第7条 公安委員会は、<u>認知機能検査が終了したときは、その結果を、別記様式第5号の認知機能検査結果通知書により、当該認知機能検査の実施者を通じて速やかに受検者に通知するものとする。</u> (細目の委任)</p> <p>第8条 この規則に定めるもののほか、<u>高齢者講習等及び認知機能検査の実施に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。</u></p>
--	--

別記様式第5号を別記様式第8号とし、次のように改める。

別記様式第8号（第7条関係）

（表）

にんちき のうけん さけつ かつう ちしよ
認知機能検査結果通知書

じゆう しよ
住 所
し 名
氏
せい ねん がつ び
生 年 月 日
けん さ ねん がつ び
検 査 年 月 日
けん さ ば しよ
検 査 場 所

[Empty rectangular box for content]

うんでんめんきよしよう こうしん て つづき さい しよめん かなら じ さん
運転免許証の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

長崎県公安委員会

(裏)

認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

36点未満	記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
-------	-----------------------------

判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を経験的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや長崎県警察本部交通部運転免許管理課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

別記様式第4号を別記様式第6号とし、別記様式第7号として次の1様式を加える。

別記様式第7号（第7条関係）

第 号

運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日、に
において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査
を受検した者であることを証明する。

運 転 技 能 検 査 の 成 績	点
-------------------	---

- 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、
又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

長崎県公安委員会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号から別記様式第3号までを1様式ずつ繰り下げ、別記様式第4号の次に次の1様式を加える。

別記様式第5号（第6条関係）

年 月 日	
長崎県公安委員会 殿 運転技能検査受検申請書	
申請者	市 丁目
住所	郡 町
刃がナ 氏名	
生年月日	年 月 日生（ 歳）
連絡先	自宅（ ） -
	携帯電話（ ） -
長崎県収入証紙貼付け欄	

別記様式第2号及び別記様式第3号中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。
別記様式第1号として次の1様式を加える。

別記様式第1号（第4条関係）

第 号

合 格 証

住 所

氏 名

年 月 日生

あなたは に係る審査に合格したことを証明し
ます。

年 月 日

長崎県公安委員会

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年5月13日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、改正前の規定に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式等による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月13日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

長崎県公安委員会規則第11号

長崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長崎県道路交通法施行細則（平成13年長崎県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前							
別表第3（第38条関係）						別表第3（第38条関係）							
区分	内容					区分	内容						
略	略					略	略						
路上試験課題	免許の種類	大型第二種・中型第二種	普通第二種	大型・中型	準中型	普通	路上試験課題	免許の種類	大型第二種・中型第二種	普通第二種	大型・中型	準中型	普通
略	略					略	略						
場内コース	略					略	略						
略	略					略	略						
試験課題履行条件	<p>場内試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。</p> <p>1 採点の範囲 採点は、乗車する時から下車する時までの間について行う。ただし、乗車地点から試験の起点に至るまでのならし走行中は採点しない。</p> <p>なお、乗車する時には「<u>安全措置不適</u>」等の乗車行為に係る減点細目についてのみ採点を行い、ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、<u>ならし走行発進時に「アクセルむら」、「エンスト」、「逆行」、「合図不履行等」、「安全不確認」等の発進行為に係る減点細目についても採点する。</u></p> <p>2 安全運転支援装置 安全運転支援装置は、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しないときがあるなどの限界があるので、<u>運転中は、絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うこと。</u> <u>また、試験官から指示があった場合を除き、無効となっている安全運転支援装置の機能を有効としないこと。</u></p> <p>3 安全確認の方法 安全確認は、原則として直接目視及び<u>後写鏡又は後方等確認装置</u>によること。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 鋭角コースの走行（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能審査の場合）</p> <p>8 略</p> <p>9 方向変換 方向変換は、コース四部に後退で入ること。 なお、<u>牽引車の方向変換については、方向変換のための後退を終了したときは、牽引車と被牽引車とを直線の状態で停止させること。</u></p>					試験課題履行条件	<p>場内試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。</p> <p>1 採点の範囲 採点は、乗車する時から下車する時までの間について行う。ただし、乗車地点から試験の起点に至るまでのならし走行中は採点しない。また、大型自動車及び中型自動車の技能審査については、<u>後方間隔を実施するため方向変換コースに再進入するが、後方間隔を実施中は、「後方間隔不良」及び車体後部と立体障害物の「接触」以外は採点しない。</u></p> <p>なお、乗車する時には「<u>安全措置不適</u>」の減点細目についてのみ採点を行い、ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、同時に「<u>アクセルむら</u>」、「<u>エンスト</u>」、「<u>逆行</u>」、「<u>合図不履行等</u>」、「<u>安全不確認</u>」等の発進行為に係る減点細目についても採点する。</p> <p>2 安全確認の方法 安全確認は、原則として直接目視及び<u>バックミラー</u>によること。</p> <p>3～5 略</p> <p>6 鋭角コースの通過（大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る技能審査の場合）</p> <p>7 略</p> <p>8 方向変換 方向変換は、コース四部に後退で入ること。<u>ただし、大型自動車及び中型自動車に係る技能審査については、後方間隔も実施すること。</u> なお、<u>牽引車の方向変換については、方向変換のための後退を</u></p>						

	10～13 略				
路上試験	<p>路上試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。</p> <p>1 採点の範囲</p> <p>(1) 路上コースの採点は、乗車する時から下車する時までの間について行う。ただし、場内コースの乗車地点から試験の起点に至るまでの場内コース走行中、場内ならし走行中、路上ならし走行中及び場内コースの降車地点において下車する場合の場内コース走行中は採点しない。</p> <p>なお、乗車する時には「<u>安全措置不適</u>」等の乗車行為に係る減点細目についてのみ採点を行い、路上ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、路上ならし走行発進時に「<u>アクセルむら</u>」、「<u>エンスト</u>」、「<u>逆行</u>」、「<u>合図不履行等</u>」、「<u>安全不確認</u>」等の発進行為に係る減点細目についても採点する。また、場内コースの降車地点において下車する場合においては、停車する際に「<u>駐停車方法違反</u>」、「<u>駐車措置違反</u>」、「<u>合図不履行等</u>」、「<u>安全不確認</u>」等の駐車行為に係る減点細目について採点し、かつ、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る路端への停車及び発進の3回目を場内の発着点等で実施する場合は、当該課題実施時に「<u>停止位置不適</u>」、「<u>駐停車方法違反</u>」、「<u>合図不履行等</u>」、「<u>安全不確認</u>」、「<u>後車妨害</u>」等の当該課題の実施に係る減点細目についても採点する。</p> <p>(2) 場内コースにおける方向変換の採点については、方向変換コースの出入口部の採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に出入口部の採点範囲から車体の全部が出るまでの間について行う。ただし、採点範囲から出ている車体部分については、採点しない。</p> <p>(3) 場内コースにおける縦列駐車採点については、縦列駐車コースと平行に停止してから、駐車範囲内（コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側）に車体の全部を入れ、その範囲から車体が全部出るまでの間とする。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 安全運転支援装置 場内試験に準じる。</p> <p>3～6 略</p> <p>7 鋭角コースの走行（場内コースの場合） 略</p> <p>8 方向変換（場内コースの場合） 方向変換は、コース凹部に後退で入ること。</p> <p>9 縦列駐車（場内コースの場合） コースに平行して停止した後に後退を開始し、駐車範囲内（縦列駐車コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側）に車体の全部を入れた後に発進すること。</p>				
	10及び11 略				
試験中止事項	<p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中止事項</th> <th>中止適用基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険行為等</td> <td>採点基準に定める次の事項に該当したとき。 1 場内試験 逆行（大）、発進不能、指定速度到達不能、急停止区間超過、暴走、転倒、通過不能、脱輪（大）、接触（大）、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、</td> </tr> </tbody> </table>	中止事項	中止適用基準	危険行為等	採点基準に定める次の事項に該当したとき。 1 場内試験 逆行（大）、発進不能、指定速度到達不能、急停止区間超過、暴走、転倒、通過不能、脱輪（大）、接触（大）、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、
中止事項	中止適用基準				
危険行為等	採点基準に定める次の事項に該当したとき。 1 場内試験 逆行（大）、発進不能、指定速度到達不能、急停止区間超過、暴走、転倒、通過不能、脱輪（大）、接触（大）、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、				

	<p>終了したときは、<u>牽引車</u>と<u>被牽引車</u>とを直線の状態で停止させること。</p> <p>9 後方間隔（大型自動車及び中型自動車の技能審査の場合） 試験官の誘導により方向変換コースに後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コースに設置された障害物（方向変換コースに後方障害物が設置されていない等の理由がある場合は、運転者が視認できる高さの適当な場所に設置された障害物）との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。最初の後退で0.5メートル以内とすることができなかった場合は、1回だけやり直しをするものとする。</p>				
	10～13 略				
路上試験	<p>路上試験の課題を履行する場合の条件は、次のとおりとする。</p> <p>1 採点の範囲</p> <p>(1) 路上コースの採点は、乗車する時から下車する時までの間について行う。ただし、場内コースの乗車地点から試験の起点に至るまでの場内コース走行中、場内ならし走行中、路上ならし走行中及び場内コースの降車地点において下車する場合の場内コース走行中は採点しない。</p> <p>なお、乗車する時には「<u>安全措置不適</u>」の減点細目についてのみ採点を行い、路上ならし走行から試験に移行する際に一旦停車しない場合は、路上ならし走行発進時に「<u>アクセルむら</u>」、「<u>エンスト</u>」、「<u>逆行</u>」、「<u>合図不履行等</u>」、「<u>安全不確認</u>」等の発進行為に係る減点細目についても採点する。また、場内コースの降車地点において下車する場合においては、停車する際に「<u>駐停車方法違反</u>」、「<u>駐車措置違反</u>」、「<u>合図不履行等</u>」、「<u>安全不確認</u>」等の駐車行為に係る減点細目について採点し、かつ、大型第二種免許及び中型第二種免許に係る路端への停車及び発進の3回目を場内の発着点等で実施する場合は、当該課題実施時に「<u>停止位置不適</u>」、「<u>駐停車方法違反</u>」、「<u>合図不履行等</u>」、「<u>安全不確認</u>」、「<u>後車妨害</u>」等の当該課題の実施に係る減点細目についても採点する。</p> <p>(2) 場内コースにおける方向変換の採点については、方向変換コースの出入口部の採点範囲内に車体の一部が入り始めてから、方向変換を実施後に出入口部の採点範囲から車体の全部が出るまでの間について行う。ただし、採点範囲から出ている車体部分については、採点しない。</p> <p>なお、大型自動車及び中型自動車については、後方間隔を実施するため方向変換コースに再進入するが、後方間隔の実施中は、「<u>後方間隔不良</u>」及び車体後部と立体障害物の「<u>接触</u>」以外は採点しない。</p> <p>(3) 場内コースにおける縦列駐車採点については、縦列駐車コースと平行に停止してから、駐車範囲内（コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側）に車体の全部を入れ、その範囲から車体が全部出るまでの間とする。</p> <p>なお、大型自動車及び中型自動車については、後方間隔を実施するため縦列駐車コースに再進入するが、後方間隔の実施中は、「<u>後方間隔不良</u>」及び車体後部と立体障害物の「<u>接触</u>」以外は採点しない。</p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 鋭角コースの通過（場内コースの場合） 略</p> <p>7 方向変換（場内コースの場合） 方向変換は、コース凹部に後退で入ること。ただし、大型自動車及び中型自動車に係る試験については、後方間隔も実施する。</p> <p>8 縦列駐車（場内コースの場合） コースに平行して停止した後に後退を開始し、駐車範囲内（縦列駐車コースに設置された立体障害物の右側端を結ぶ線の内側）に車体の全部を入れた後に発進すること。ただし、大型自動車及び中型自動車に係る試験については、後方間隔も実施する。</p> <p>9 後方間隔（大型自動車及び中型自動車の場内コースの場合） 試験官の誘導により方向変換コース又は縦列駐車コースに後退で進入した後に、車体後部の中央部分と方向変換コース又は縦列駐車コースに設置された障害物（方向変換コースに後方障害物が設置されていない等の理由がある場合は、運転者が視認できる高さの適当な場所に設置された障害物）との距離を、後退して0.5メートル以内とすること。最初の後退で0.5メートル以内とすることができなかった場合は、1回に限りやり直しをするものとする。</p>				
	10及び11 略				
試験中止事項	<p>略</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中止事項</th> <th>中止適用基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険行為等</td> <td>採点基準に定める次の事項に該当したとき。 1 場内試験 逆行（大）、発進不能、指定速度到達不能、急停止区間超過、暴走、転倒、通過不能、脱輪（大）、接触（大）、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、</td> </tr> </tbody> </table>	中止事項	中止適用基準	危険行為等	採点基準に定める次の事項に該当したとき。 1 場内試験 逆行（大）、発進不能、指定速度到達不能、急停止区間超過、暴走、転倒、通過不能、脱輪（大）、接触（大）、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、
中止事項	中止適用基準				
危険行為等	採点基準に定める次の事項に該当したとき。 1 場内試験 逆行（大）、発進不能、指定速度到達不能、急停止区間超過、暴走、転倒、通過不能、脱輪（大）、接触（大）、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、				

		横断等禁止違反、指定場所不停止、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反				横断等禁止、指定場所不停止、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反				
		2 路上試験				2 路上試験				
		逆行(大)、発進不能、暴走、ふらつき(大)、通過不能、脱輪(大)、接触(大)、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止違反、指定場所不停止、歩行者保護不停止等、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反、通行禁止違反				逆行(大)、発進不能、暴走、ふらつき(大)、通過不能、脱輪(大)、接触(大)、右側通行、安全地帯等進入、後車妨害、信号無視、進行妨害、横断等禁止、指定場所不停止、歩行者保護不停止等、安全間隔不保持、踏切不停止等、追越し違反、割込み、安全運転義務違反、通行禁止違反				
	試験官補助	試験中に、危険を回避するため試験官がブレーキ若しくはハンドルを操作した場合、試験を同乗以外の方法で行うとき等において試験官が直接ブレーキ等の操作ができないときに口頭による指示等の手段によりこれに代わる補助を行った場合又は危険を回避するために安全運転支援装置が作動してアクセル、ブレーキ若しくはハンドルの操作が行われた場合			試験官補助	試験中に、危険を回避するため試験官がブレーキ若しくはハンドルを操作した場合又は試験を同乗以外の方法で行うとき等、試験官が直接ブレーキ等の操作ができないときに、口頭による指示等の手段によりこれに代わる補助を行った場合				
	略				略					
採点基準	略				略					
	1～6 略				1～6 略					
	7 車体感覚				7 車体感覚					
	減点細目	減点数		減点事項	減点細目	減点数		減点事項		
		路上	場内			路上	場内			
	略					略				
	脱輪(大)	危	危	車輪が縁石若しくはコース側端から逸脱した場合(四輪車で直ちに停止しない場合を含む。)又は隘路への進入の課題において繰り返し範囲を逸脱した場合		脱輪(大)	危	危	車輪が縁石又はコース側端から逸脱した場合(四輪車で直ちに停止しない場合を含む。)又は隘路への進入の課題において繰り返し範囲を逸脱した場合	
	略					略				
						後方間隔不良	二	10	大型自動車又は中型自動車の後退をし、後部車体と障害物の間に指示した間隔が保てない場合	
	略					略				
	8～10 略					8～10 略				
	11 歩行者保護等					11 歩行者保護等				
減点細目	減点数		減点事項	減点細目	減点数		減点事項			
	路上	場内			路上	場内				
泥はね運転	10	10	法第71条第1号に違反した場合		泥はね運転	10	10	法第71条第1項第1号に違反した場合		
横断者保護違反	20	-	法第38条第1項前段若しくは第3項又は法第71条第3号に違反した場合		横断者保護違反	20	-	法第38条第1項前段若しくは第3項又は法第71条第1項第3号に違反した場合		
歩行者保護不停止等	危	-	法第17条第2項、法第25条の2第1項、法第31条(ただし書を除く。)、法第38条第1項後段若しくは第2項若しくは法第71条第2号から第2号の3までに違反した場合又は横断歩道若しくは自転車横断帯のない場所における横断者の通行を妨げた場合		歩行者保護不停止等	危	-	法第17条第2項、法第25条の2第1項、法第31条(ただし書を除く。)、法第38条第1項後段若しくは第2項若しくは法第71条第1項第2号から第2号の3までに違反した場合又は横断歩道若しくは自転車横断帯のない場所における横断者の通行を妨げた場合		
略					略					
12 最高速度、踏切通過及び駐車等					12 最高速度、踏切通過及び駐車等					
減点細目	減点数		減点事項	減点細目	減点数		減点事項			
	路上	場内			路上	場内				
略					略					
警報	10	10	危険を回避するため、安全運転支援装置が事前警報を発した場合(場内の狭路コース走行中を除く。)							
駐停車違反	20	-	法第44条第1項に違反した場合		駐停車違反	20	-	法第44条に違反した場合		
略					略					
略					略					

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所